

(別添1)

事業評価の結果（共通評価項目）

福祉サービス種別 保育所
事業所名（施設名） 長野市共和保育園

第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。 ■ 2 理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 ■ 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 ■ 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。 ■ 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。 ■ 7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。 	・保育所保育指針に沿った「長野市のめざす子どもの姿」には市の保育園及び認定こども園共通の理念が盛り込まれ、また、保育園・認定こども園共通の「長野市乳幼児期の教育・保育の基本方針」として明記され職員も実践している。長野市の豊かな自然と文化を活かした安心できる環境の中で、子どもたちが「遊び」や「生活」を通して友だち等の人間関係を、小学校からその先の「生きる力」の基礎を培うために、自律力、実践力、未来力、絆力を育むことなどを掲げている。当保育園でも3月末の新年度に向けた新体制の職員会を始めとし、各会議や内部研修で折に触れ理念・基本方針などを読み合わせ、また、園内掲示により職員に周知し実践に繋げている。市から発行されている「保育園のしおり」や「運営規程(重要事項説明書)」にも「長野市のめざす子どもの姿」や「教育・保育の基本方針」が明記されており、それらを基に新入園児・継続児保護者説明会、保護者総会、クラス懇談会等で保護者にも具体的に説明している。また、地域の人々にも「保育園のしおり」で説明している。当保育園としての分かりやすい保育目標があり、4月の園だよりにもその主旨を載せ、全職員が実践に努めている。保護者へ周知するために玄関、事務室、保育室などに理念・基本方針などを掲示している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	<p>8 ■ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。</p> <p>9 ■ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。</p> <p>10 ■ 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。</p> <p>11 ■ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。</p>	<p>・市公立保育園全体としての方向性が「第二期長野市こども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)」で定められており、当園としての推移予測や利用率の分析についても市の担当部署である保育・幼稚園課と連携し実施しており、地元のニーズに応えている。当保育園は長野市西部にあり長野オリンピックの選手村も近く、近年は一戸建ての団地の開発が進み核家族家庭も多く、仕事を持つ母親も多く延長保育を利用する子どもも増加傾向にあり、一時預かり保育も増えている。当保育園でも子育て相談に応じており、市保育・幼稚園課に一時預かり保育やおひさま広場(未就園児交流事業)の利用者数を報告し、また、市の地域発達支援会議に園長が出席し保健センター等と情報交換し、更に、地元の4ヶ月健診に主任が参加し保育のニーズや潜在的利用者等を把握している。市としても毎年度、市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において「第二期長野市こども・子育て支援事業計画」の推進を図るために点検と評価がされており冊子としてまとめられ市ホームページでも閲覧できるようになっている。</p>
			② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	<p>12 ■ 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。</p> <p>13 ■ 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。</p> <p>14 ■ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。</p> <p>15 ■ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。</p>	<p>・当保育園として経費予算の上限枠が割り当てられており、保育の内容と共に光熱水費や消耗品、設備などについても年度末に全職員により「現状の洗い出し」を行い、当園としての「自己評価」に繋げ、設備面の大きな修繕等については市の保育・幼稚園課に要望している。公立保育園全体の組織体制や設備の整備などの経営課題に関しては市の保育・幼稚園課の管轄で取り組んでおり、課長補佐会や公立保育園の園長会、ブロック園長会等でも運営状況や課題などが市担当部署から説明され、職員会議でも報告がされている。当保育園でも可能なものは職員が手作りするなど優先順位をつけ経費の効率的な運用に努めている。職員体制についても具体的な課題や問題点を明らかにしつつ現状届を市の保育・幼稚園課に提出し、相談しながら子どもの増減に応じた代替職員やパート職員を確保するなどの適正配置に努め、また、職員同士がお互いフォローしながら業務の効率化に取り組んでいる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント				
I	定 3 事業計画の策	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	16 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	・市としての全体のビジョンが「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」及び「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」で明確にされている。「長野市子ども・子育て支援事業計画」については、毎年度、その達成状況の点検と評価が数値的に行われており5年毎の見直しがあり、また、「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」についても5年毎の見直しが市子ども政策課により実施されている。当保育園としての2016年度から2021年度までの中期計画があり、長野県自然型保育(信州やまほいく)の再認定を受けること、福祉サービス第三者評価の受審や長野市運動プログラムの充実、運動と遊びのプログラムの活用で運動機能の育成を図ることなどを掲げ着実に取り組んでいる。				
			② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		a		20 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	・当保育園としての単年度の事業計画が「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」を基に策定されている。事業計画には「今年度の重点課題」として「保育内容の充実」や「保護者支援」、「安全安心な保育の実施」、「地域の子育て支援」などの6つの項目が掲げられ、「保護者支援」や「危機管理に関する取り組み」、「実習生・職場体験・ボランティアの受け入れ」、「職員育成と研修計画」、「世代間交流事業」、「小学校との連携の計画」、「子育て支援事業」等も具体的に掲げられ、実行されている。園開放(おひさま広場)や未就園児交流事業、世代間交流など、市としてそれぞれの実施計画書と報告書の様式があり、数値目標や経費、成果などの欄が設けられている。各職員は期初に自ら目標を立て期末には業績評価を実施し、目標の達成状況等を踏まえ、園としての次年度や中期の計画立案に繋げている。		
			(2) 事業計画が適切に策定されている。				a		24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	・年度末に事業計画を振り返り、職員全員で評価を行い、更に、新体制での初めての職員会議で園長から新たな「事業計画」や「全体的な計画」として文書で説明がされている。また、市全体の園長会、主任会、保育士部会、給食部会、未満児研修会、特別新教育・保育研修会等でも意見が集約され市としての計画にも反映されるようになってきている。「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」に沿い、当園としての2016年度から2021年度の中期計画が策定されており、第三者評価の受審や長野市運動プログラムの充実等を掲げ、職員は園内や市主催の研修に積極的に参加し、事業計画を理解しその具体化のために必要とされる知識やスキルの習得に努めている。
									25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
				26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。						
				27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。						
		28 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。								

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	3	(2)	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	<p>■ 29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。</p> <p>■ 30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。</p> <p>■ 31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</p> <p>■ 32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。</p>	<p>・事業計画については入園説明会や継続児説明会、保護者総会で分かり易く保護者に説明し、事業計画に繋がる保育の場を文章・イラスト・写真を交え園だよりに掲載したり園のボードに掲示し、理解を促している。園として独自の保護者アンケートを年2回実施しており、行事等の実施状況についても設問として取り上げ、その分析結果を保護者にも報告し、また、職員会でも結果を検討し、次の課題とし改善に繋げている。</p>
4	福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	<p>■ 33 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。</p> <p>■ 34 保育の内容について組織的に評価（C: Check）を行う体制が整備されている。</p> <p>■ 35 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的を受審している。</p> <p>■ 36 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。</p>	<p>・当保育園としては今回の第三者評価が二回目の受審となるが、市職員としての業績評価も毎年行い、第三者評価の受審に向けた園内研修も計画的に行なわれ、また、保育所第三者評価の内容評価項目に準じた自己評価を各職員が前期と後期、年2回実施し、自己評価を集計後、職員会議で分析・検討・課題の洗い出しを行い、解決を図っている。また、今年度第三者評価を受けることにより、園の強みや弱みについての気づきを得て、更に、保育の質の向上に取り組もうとしており、評価結果も公開される予定である。</p>
			② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	<p>■ 37 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。</p> <p>■ 38 職員間で課題の共有化が図られている。</p> <p>■ 39 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。</p> <p>■ 40 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。</p> <p>■ 41 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。</p>	<p>・当園では毎年度、業績評価及び保育所第三者評価の内容評価項目に準じた自己評価(年2回)を行っている。その結果を集計・分析し、自己評価の中での気づきや課題などについては職員会議、未満児職員会議、幼児職員会議で検討し、改善に向けて計画的に園内研修を実施したり、職員自らの業績評価表の見直しをするなど、課題の解決に取り組んでいる。また、話し合った改善点については、市担当部署にも提出している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
Ⅱ 組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	<p>42 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。</p> <p>43 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。</p> <p>44 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。</p> <p>45 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。</p>	<p>・園長は自らの役割と責任について、保護者総会などで園の運営・保育方針等を保護者に伝える中で明確にしている。また、新年度当初の職員会で「事業計画」や「運営規程」を職員に配布・説明し、自らの業務の推進についての姿勢等を周知している。市としての「組織図」の様式があり当園としての「職員構成と職務内容」が文書化され、園長自らの職務内容として「労務管理」、「保育所運営管理」、「事務関係」、「渉外関係」、「研修関係」として定めており、職員と協力しながら効率的な運営に取り組んでいる。更に、非常時の役割と責任も危機管理マニュアル、各災害対応フロー、園の運営規程等に基づき明確にされており、園長不在時は園長補佐としての保育主任が代行している。</p>	
			② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	<p>46 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。</p> <p>47 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。</p> <p>48 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。</p> <p>49 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。</p>	<p>・園長は市の組織としての係長研修、管理職研修などで地方公務員法等の法令を学び、「公立保育園長の心得」、「教育・保育の手引き」、「マナーブック」等で法令を遵守するように職員に指導している。また、労働基準法を遵守し職員の休憩や休日の確保等についても代替職員やパート職員の配置で補完し、更に、市の環境方針に沿った良好な生活環境や豊かな自然環境の保全などに努めている。「教育・保育の手引き」の読み合わせも行い、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。</p>	
			(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	<p>50 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。</p> <p>51 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。</p> <p>52 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p> <p>53 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。</p> <p>54 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。</p>	<p>・当保育園として保育園第三者評価の内容評価項目を基にした年2回の自己評価を全職員が実施し、現状についての振り返りをしており、園長も職員と共に改善に向けて取り組んでいる。また、年2回実施する保護者アンケートの結果を基に職員会等で話し合い意見を集約し改善策を立てている。各職員の研修計画及び園全体で学びたい園内研修の内容についても全員で話し合い計画的に取り組み、職員の資質の向上とモラルアップのためその内容の充実を図っている。また、「やりたい」「たのしい」をみつけよう・自分で考えてやってみる・よく遊び、よく食べ、よく眠る」という園の保育目標を具現化するために、園の「全体的な計画」についても養護、教育及び保育、食育の内容を各年齢に合わせて具体的に掲げ、年齢ごとの年間計画、月案、週日案についても主任と共に進捗状況を把握し、職員にも分かり易くアドバイスしている。職員の研修については園内研修の係分担制を敷き内容を充実させるとともに、外部研修についても新型コロナ禍の中、自主研修への参加一覧を作り、オンライン研修等への参加を促している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅱ	1	(2)	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	■	55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	<p>・人事、労務、財務等の視点から園長は日々検証を行いつつ、運営の改善や業務の実効性を高めるために、職員と共に改善に取り組んでいる。日々の業務が効率良く行えるようにクラス担任、加配保育士などを適所に配置し、また、休憩時間や有給休暇の取得、残業時間の削減等についても配慮している。働きやすい環境づくりのために、人事異動調書や面談を通して意向も把握しながら対応している。また、自ら衛生推進者として関わり、安全推進者の主査とともに市として行われるストレスチェック結果の分析なども行い、職員の心身の安定も図っている。職員から主査、主査から主任、主任から園長へと意見や要望を上げる流れも円滑に機能しており、園の効率的な運営に努めている。</p>
				■	56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
				■	57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
				■	58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
成2	福祉人材の確保・育	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	■	59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	<p>・市としての配置基準があり、保育士、調理員等については市担当部署が主管し、市公立保育園全体で正規職員、会計年度任用職員の確保が計画的に行われている。当保育園として代替保育士、代替調理員、休憩パート職員などを確保している。また、過不足のパート職員については、市担当課が作成した共通フォルダーで各園の情報を共有することができ、各園が連携することで公立保育園内で充足し合えるシステムになっている。人材育成面では市の「保育士研修概要」に基づき、新規採用保育士についてはステップアップノートを使用しアドバイザーと指導者がつき、2年目、5年目、10年目の職員については市職員としてのスキルアップ研修が組まれている。市としてブロック別に看護師が配置されており、担当ブロック内の各園職員に向けて保健講座、救急法等の研修等を実施している。</p>
				■	60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	
				■	61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	
				■	62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。	
			② 総合的な人事管理が行われている。	■	63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	<p>・市としての「教育・保育の手引き」があり、保育士としてどうあるべきか、期待する職員像を明確にしている。また、保育マニュアル(未満児・幼児)にも「保育士の望ましい態度」が明記されている。人事基準については新規職員採用時研修で周知されており、職務に関する成果や貢献度等については能力評価や業績評価が用いられている。会計年度任用職員についても、正規職員と同様、年度初めと年度末に人事評価を実施し、能力や経験等が処遇に加味されるようになってきている。また、会計年度任用職員にも保育の専門職としてのキャリアアップ研修が導入されている。職員は人事異動調書により園長と面談し、希望等が聞き入れられるようになっており、市の保育・幼稚園課担当係長による各園の労務巡回指導も年2回実施され労働環境の実態も把握されており、総合的な改善に取り組んでいる。</p>
				■	64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	
				■	65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
				■	66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
				■	67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
				■	68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	2	(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	<p>69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。</p> <p>70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。</p> <p>71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。</p> <p>72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</p> <p>73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。</p> <p>74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。</p> <p>75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。</p> <p>76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。</p>	<p>・労務管理の責任者は衛生推進者である園長となっており、出勤簿の管理や時間外勤務等命令簿兼勤務実績確認簿は園長と主任がダブルチェックしている。市として職員の健康と安全の確保のために安全衛生推進委員会を各園に設けており園長が委員となり安全衛生年間計画を立案し、安全衛生スローガンも毎月立て、ストレスチェックや健康診断、腰痛防止策、労働安全等について対処し委員会実施記録も作成している。当保育園でも年1回ストレスチェックを行い、必要な場合は市の保育・幼稚園課のヘルプデスクや市役所内の医務保健室の指導を受けることができる。「人事異動調書」の確認も兼ね園長面談を年1回行い、また、必要な時に随時、園長や主任との相談を行うことができる。福利厚生については市の福利厚生に準じており人間ドック、健康診断の受診などが実施されている。園の事業計画に「働き方改善の取り組み」として掲げ、時間外労働の削減、休暇の計画的な取得などに取り組んでおり、仕事と生活の両立という面から育児休暇や介護休暇、療養休暇など、状況に応じて休暇が取得できるようになっている。福祉人材の確保、定着の観点から、休憩パート保育士の確保、育休取得時の代替保育士の配置等も行われている。</p>
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	<p>77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。</p> <p>78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。</p> <p>79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。</p> <p>80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。</p> <p>81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。</p>	<p>・市としての「教育・保育基本方針」や「教育・保育の手引き」に保育園の職員としての期待される姿や専門性について明示されており、職員は機会あるごとに確認をしている。また、期初に市職員としての業績評価表（目標管理シート）を作成し、一人ひとりの目標を記入後それに向けて実践し、年度末の2月に評価を行い次年度目標の策定に繋げている。業績評価表の作成に当たっては目標水準、項目、目標期限などについて明確にされている。園長・主任は第一次・第二次評価者として期の途中で面談などをし、職員の目標に対する進捗状況を確認し、職員一人ひとりにアドバイスしつつチームとしての保育についても見つめ直し、全体の質の向上に繋げるようにしている。会計年度任用職員についても保育・幼稚園課作成の自己評価を行い、園長と課長補佐が評価し、適切な指導を行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	2	(3)	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	<p>■ 82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。</p> <p>■ 83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。</p> <p>■ 84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。</p> <p>■ 85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。</p> <p>■ 86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。</p>	<p>・市の「教育・保育基本方針」や「教育・保育の手引き」の中に求められる保育士の姿や専門性についての項目があり、また、「保育マニュアル(未満児・幼児)」からも読み取ることができる。市としての「長野市保育士研修概要」や「園内研修計画」があり、計画的に課長補佐会、園長会、主任会、保育士部会、障がい児研修会、未満児研修会、給食部会等での研修を開催しており、その報告から必要性に合わせ園内研修を行い、職員に周知している。また、例年であれば、市の職員としての研修体系があり、新任職員研修、2年目・5年目・10年目職員研修、フルタイム1年目・5年目職員研修、主査・新任主任・新任園長・新任課長補佐研修などが実施され、研修会後のアンケートなどを基に課長補佐会や園長会などの部会で評価・見直しが掛けられている。今年度は新型コロナウイルス対策を行いつつ「長野市立幼保連携型認定こども園教職員・長野市公立保育所職員研修」として、新規採用保育士、2年目保育士、5年目保育士、主査研修、特別支援保育・特別支援保育リーダー育成研修、パート保育士研修、子育て支援員研修、公立こども園・保育所職員研修、救急法等が行われている。「長野市文書管理システム」に掲示板があり、市の実施する研修や職員個々に必要とする外部研修については各職員のパスワードを使い検索し、申込むことができる。</p>
			③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	<p>■ 87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。</p> <p>■ 88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。</p> <p>■ 89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。</p> <p>■ 90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。</p> <p>■ 91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。</p>	<p>・職員からの自己申告カードや人事異動調書(職員の意向調査)などで専門資格の取得状況について把握がされている。市公立保育園としての研修体系があり、一般研修、派遣研修、職場外研修に区分され、新人職員研修はもちろん、2年目・5年目・10年目研修、保育士・主任・園長研修、未満児・障がい児研修、給食部会・看護師会研修等、職種、経験、習熟度などに合わせた研修が公立保育園全体として実施されている。市職員としての研修についての研修案内が市担当部署より来るため交代で参加している。また、担当部署からの外部研修に関する情報提供に加え、各自情報を収集し自己啓発の意味も含め「講演会」等に自主的に参加している。市の実施する研修や外部研修については職員個々のパスワードを使い「長野市文書管理システム」で検索し申込むことができる。例年で実施されている公私立保育園・幼稚園などの研修は新型コロナウイルスの影響で自粛となっており、また、ZOOMを使った形で県保育研究大会、子育て塾などが行われたことで多くの職員が参加できるようになっている。、他園への訪問保育、公開保育は新型コロナウイルスに配慮した上で行われ、参加した職員からの報告を職員会でやっている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	2	(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	<p>■ 92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>■ 93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。</p> <p>■ 94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。</p> <p>■ 95 指導者に対する研修を実施している。</p> <p>■ 96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。</p>	<p>・当保育園としての事業計画に「実習生の受け入れ」として記載し、主任が担当している。公立保育園としての「実習生受け入れマニュアル」があり、また、実習生受け入れプログラムに沿って実習生の指導を行い、将来の保育を担う若者の育成と指導につく保育士自らの保育を見直す機会として積極的に取り組んでいる。実習生に事前のオリエンテーションを行い、実習のねらいや希望等を本人から聞く機会も設けている。また、実習の最後には振り返りを行い、実習生の疑問点等が解決できるように配慮している。市の主任会で実習指導者についての研修や講演会を開き、園内でも伝達研修をし実習生の受け入れに備えている。</p>
3	運営の透明性の確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	<p>■ 97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。</p> <p>■ 98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。</p> <p>■ 99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。</p> <p>■ 100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。</p> <p>■ 101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。</p>	<p>・市のホームページや広報紙等に公立保育園全体としての予算や決算等の概要が掲載されている。市としての理念、教育・保育の基本方針、事業計画が「保育園・認定こども園のしおり」や「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」に明記されている。また、市のホームページ等に、「園紹介」として公私立保育園全園の情報を公開している。年2回、保護者アンケートを取り、その結果も公表しており、第三者評価についても今年度受審し、県のホームページ等を通じて公表される予定になっている。保護者や地域の人々に向けて、「おひさま広場（園開放）」や保育・子育て等に関わるイベントなどの印刷物を園の玄関に置いたり、お知らせボードに掲示している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	3	(1)	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	<p>■ 102 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>■ 103 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている</p> <p>□ 104 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。</p> <p>□ 105 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</p>	<p>・職員には市の事務手続きや職務分担表により周知されており、それぞれが自分の役割を理解し遂行している。また、運営の透明性を図るため、公立保育園として市の内部監査を2年に1回受け、また、毎年県に行政事務調査票を提出し、県の監査も2年に1回受け適正に運営している。市として包括外部監査が取り入れられており、包括外部監査契約を締結した外部監査人が自ら特定の監査テーマを定めて財務監査を実施するものとしており、昨年度は保育・幼稚園課が該当し、公立の2園が対象となった。専門家からの意見や提案については、課を通してその内容を園長会で周知し、公立園全体で適切な事務業務や会計処理が出来るようにしている。</p>
	4 地域との交流、 地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	<p>■ 106 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。</p> <p>■ 107 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。</p> <p>■ 108 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。</p> <p>■ 109 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。</p> <p>■ 110 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。</p>	<p>・当保育園の事業計画や全体的な計画として文書化し、近くの小学校児童やJA支所職員、ボランティア、おひさま広場（園開放、育児相談）に来る親子など、様々な人々とふれあうことができるようにしている。園を中心とした、公園や小学校、お寺などのイラストと写真入りのフィールドマップがあり、午前中にマラソンや散歩に出掛け、地域の人々に挨拶をするなど、大人との関わりもできるようにしている。未就園児対象のおひさま広場、高校生の職場体験の受け入れなども実施されている。例年であれば小学校の旗拾い・一日入学なども行われているが、今年度は新型コロナのため自粛となっている。また、例年、世代間交流ということで地区の高齢者施設へ訪問したり利用者に園に向かいいただきふれあう機会が持たれているが、新型コロナ禍ということで今年度は職員の引率の下、子どもたち手作りのプレゼントを届けることとなった。例年とは状況が違うが、子どもたちは幅広く地域の人々とふれあう中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	4	(1)	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 111 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。 ■ 112 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。 ■ 113 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。 ■ 114 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。 ■ 115 学校教育への協力を行っている。 	<p>・「長野市公立保育園ボランティア実施要領(受け入れマニュアル)」があり基本姿勢が明文化されている。その中の「参加者へのお願い」に守秘義務等の注意事項を明記し、事前にオリエンテーションを行い、理解を得るようにしている。「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」に「乳幼児と触れ合う機会の提供」として地域の学校教育等への協力についての姿勢が明文化されており、今年度は新型コロナウイルスのため自粛せざるを得なくなっているが、例年であれば子ども達の多くが就学する小学校の1年生と交流したり、中学生の職場体験、実習生などの受け入れを行っている。そうした新型コロナ禍の中でも、高校生の職場体験の受け入れ、プロサッカーチームの広報担当者によるサッカー教室、地域のボランティアによる花の植え替えなどが行われている。</p>
		(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 116 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。 ■ 117 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。 ■ 118 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。 ■ 119 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。 ■ 120 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。 ■ 121 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。 	<p>・関係機関一覧表(旧エコマップ)が作成されており、地域支援会議、園長会、主任会、園医とのカンファレンス、幼保小連絡会等が定期的に行われ、園長または主任が出席し課題解決に向けて協働している。また、園長が検診の後、園医とのカンファレンスも行い、子どもたちの健康上の課題にも取り組んでいる。更に、児童相談所、市要保護児童対策地域協議会への参画から必要な児童を受け入れる可能性もあり、市福祉政策課の篠ノ井分室や子育て支援課、子ども相談室、保健センターなどと連携を取っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	4	(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 122 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。 ■ 123 （保育所）保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 ■ 124 （保育所）地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。 	<p>・一時預かり保育を実施したり、おひさま広場（園開放）を6月から翌年の2月の毎週木曜日に開き、未就園児とその保護者の交流の場として園内外で遊んだり、幼児と交流したりできるようにしている。また、子育て相談に応じ、例年であれば講演会や講習会、父と子のふれあい事業なども開催している。更に、例年であれば主任が地域の保健センターに出向き、4ヶ月健診で情報等の提供を行ったり、子育て相談に乗ったりしているが、現在、新型コロナのため休止している。</p>
			② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 125 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動（地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等）を実施している。 ■ 126 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。 ■ 127 多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。 ■ 128 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。 ■ 129 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。 	<p>・おひさま広場で未就園児とその保護者と交流したり一時預かり保育を実施し地域の福祉ニーズを把握し、例年であれば入園式や運動会、卒園式などの行事に民生児童委員や主任児童委員などを招待して園の実情を知ってもらおうと共に地域の子育てニーズを把握し対応している。更に、例年、小学校とも交流し地域の児童とふれあっているが、新型コロナのため現在は自粛せざるを得なくなっている。保健センター、地域発達支援会議等での情報から福祉ニーズの把握もしている。また、災害時の防災ハザードマップがあり、避難場所の小学校、専門学校、他の公立保育園、交番、消防署などとの連携がとれるようになっている。更に、市の防災無線や地元の有線放送などから「Jアラート」などの緊急情報を受け取ることができ、速やかな退避に繋げられるようになっている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ適切な福祉サービスの実施	1利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 130 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ■ 131 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ■ 132 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。 ■ 133 子どもを尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。 ■ 134 子どもを尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。 ■ 135 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。 ■ 136 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。 ■ 137 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。 	<p>・「長野市がめざす子ども姿」の実現に向けた3つの視点（生活上の自立、学びの自立、精神の自立）には、子どもを尊重し生きる力の基礎を養うための姿勢が明示されている。長野市は「かがやく笑顔で、元気に遊ぶ、しなのキッズ」をキャッチフレーズとして、自律力、実践力、未来力、絆力等を身に付けるため、5項目からなる「教育・保育の基本方針」にも子どもを尊重した保育を掲げ適切なサービスを実践している。園では子どもを尊重した保育について、「保育マニュアル」「教育・保育の手引き」で読み合わせ、「全国保育士倫理要綱」や「人権マニュアル」等を用いて伝達研修を実施している。当園では「4歳児、5歳児」対象の異年齢保育を取り入れており、日々の保育場面で固定的な観念を植え付ける言動がないように各種マニュアルを使って積極的に園内研修を実施し、全体的な計画や年間指導計画、月間指導計画の人間関係の項目に落とし込み、集団生活の中で色々な活動を通して人間関係が形成されるよう配慮している。また、子どもに対して色や服装、役割、遊び方など性差での固定的な対応をしないようにしている。保護者へは運営規定の掲示や「保育園のしおり」、入園説明会資料、園だより、クラスだよりなどで説明をしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(1)	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="824 209 1581 331">■ 138 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。 <li data-bbox="824 331 1581 454">■ 139 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した保育が実施されている。 <li data-bbox="824 454 1581 577">■ 140 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。 <li data-bbox="824 577 1581 700">■ 141 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。 	<p>・子どものプライバシー保護や権利擁護に配慮した保育について、職員は「教育・保育の手引き」「人権に関するマニュアル」「虐待に関するマニュアル」「情報開示マニュアル等を用いて研修を受け、保護者には「保育園のしおり」等を使って説明し、それらに基づいて取り組んでいる。子ども達が使用するトイレは、幼児用、未満児用の2ヶ所で、年齢に応じたプライバシー保護に配慮された設えとなっており、プールや身体測定、着替え等の保育の場面でもプライバシー保護に配慮する必要があり、年齢や発達状況に応じて個室使用や衝立を置いたり、また、カーテンを引く等、子どものプライバシーに配慮をしている。更に、保護者に対しては虐待に関するポスターを掲示したり、入園説明会資料や個人情報承諾書、SNSへの注意喚起、園日よりなどで周知をしている。万が一不適切な事案が発生した場合は、「長野市個人情報等の適正な管理の為の措置に関する指針」に基づいて対応することになっている。</p>
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="824 708 1581 799">■ 142 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。 <li data-bbox="824 799 1581 890">■ 143 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。 <li data-bbox="824 890 1581 981">■ 144 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。 <li data-bbox="824 981 1581 1072">■ 145 見学等の希望に対応している。 <li data-bbox="824 1072 1581 1163">■ 146 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。 	<p>・「利用のご案内」「保育園のしおり」「子育てガイドブック」等のパンフレットは各園や支所、市役所等の多くの人の目にふれる場所におかれている。また、「保育園のしおり」は毎年園長会で見直しを行っており「ホームページ上の園紹介」の見直しは園で行っている。おひさま広場（園開放）を定期的に行い、利用希望者の見学も随時受け入れ、園長と主任が個別に、また、丁寧に説明している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
Ⅲ	1	(2)	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	■ 147 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	・入園前には個別面談を行い、疾病やアレルギー、障がいの有無等の細かな情報を聞き取り把握している。アレルギーに配慮が必要な場合は生活管理指導表を用いて説明し、障がいに配慮が必要な場合は障がい理由とする「差別を解消するための職員対応要領」に基づいて説明している。食物アレルギーや障がい等、配慮が必要な子どもや保護者には、必要に応じて保健師や栄養士、指導員の協力や助言を受け説明を行っている。また、「入園説明会」「継続説明会」があり資料、運営規定などを用いて保育内容を説明し、入園後は保護者を対象とした保護者アンケートを年2回実施し、入園後も個別面談で保護者の意向を把握している。入園説明会等で使用する資料「入園のしおり」はイラストや絵、地図等を使ってわかりやすい内容にまとめられており、実物のコップやタオル等、保育園で使う物も見ていただいている。更に、保育開始や変更時には個別に保護者の意向を聞きながら、新規入所の申請書や継続の現況届及び重要事項チェックシートに署名押印をいただいている。	
			■ 148 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。				
			■ 149 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。				
			■ 150 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。				
			■ 151 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。				
			③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a	■ 152 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。		・転園等の手続きについては「公立園長の心得」に手順と必要書類（保育要録の写し等）が記され、転園先でも子どもの保育に支障がないように定めている。また、保育所利用が終了した後も子育てについての相談を受けることを3月の園だよりに掲載し、相談担当者を園長、窓口を主任とし、保育士が相談を受けた場合は園長へ繋いでいる。
			■ 153 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。				
			■ 154 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。				
		(3) 利用者満足の上昇に努めている。	① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	■ 155 日々の保育のなかで、子どもの満足度を把握するように努めている。	・日々の保育の場面で子どもが見せる表情や仕草、言葉（～やってみよう！！）等から満足度を把握し次の活動に繋げている。また、遊びに夢中になっている姿や言動等からも満足しているかどうかを推し測っている。保護者とは定期的に個別懇談を実施し、担任保育士と加配保育士が面談している。新型コロナウイルスの影響を受け、クラス懇談会、保護者総会、随時開催の保護者役員会等が自粛となっているが、例年であればそうした機会に意見・要望等を集約している。保護者総会や役員会には園長が参加し、懇談会には各担任が参加している。また、例年であれば、普段、保護者に伝えきれない部分を感じていただくために「保育体験」などの取り組みも行っている。保護者に対しては年2回の保護者アンケートを実施し、利用者満足度に関する担当者は園長で、出された意見・要望は職員会で検討し、「行事後のアンケート」も含め、結果を保護者にフィードバックしている。	
		■ 156 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。					
		■ 157 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足度を把握する目的で定期的に行われている。					
		■ 158 職員等が、利用者満足度を把握する目的で、保護者会等に出席している。					
■ 159 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。							
■ 160 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。							

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 161 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。 ■ 162 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。 ■ 163 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。 ■ 164 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。 ■ 165 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。 ■ 166 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。 ■ 167 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。 	<p>・苦情解決責任者は園長、苦情受付担当者は主任、第三者委員は主任児童委員が務め、職員は意見への対応マニュアルに沿って対処し、保護者へは苦情解決の仕組みの掲示物や入園説明会で周知するようにしており、苦情箱設置の場所等を園だよりにも掲載して発信している。また、年2回の保護者アンケート、登降園時に玄関で園長や主任が出迎えて、苦情を申し出しやすいようしている。出された苦情等は相談・意見・苦情受付記録に記載し、また、苦情内容は職員会で検討し改善策を立て、個別にフィードバックしたり、アンケート結果で知らせるようにしている。表出された意見は申し出者の不利益にならないよう配慮をし公表もしている。苦情関係書類は、5年間保存し、職員は「苦情は宝」という認識を持っている。</p>
			② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 168 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。 ■ 169 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。 ■ 170 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。 	<p>・園では、保護者や家族の方が、意見や相談をしやすいように、園長と主任が登降園時に外へ出て、保護者や家族に声をかけている。事務室については保護者が抵抗なく入室できるように雰囲気づくりに配慮している。4月の園だよりで全家庭へ配布し、「苦情解決の仕組み」や意見箱の設置のあることを知らせている。個別に相談を受け付ける際には事務室でパーテーションを用い、プライバシーにも配慮している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(4)	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 171 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。 ■ 172 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。 ■ 173 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。 ■ 174 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。 ■ 175 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。 ■ 176 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。 	<p>・意見・要望への対応マニュアルがありマニュアルは市のマニュアル検討会議で定期的に見直しを行っている。園だよりに「いつでも相談してください」と載せ、年2回、保護者アンケートを実施し自由記述欄を設け意見等を集約し、また、送迎時に担任から保護者へ子どもの様子を伝えたりして、意見・要望などを聞いている。意見・要望があった際には園長に報告し、職員会で検討してから結果を保護者にフィードバックするとともに、保育の質の向上に活かしている。</p>
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 177 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネージャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。 ■ 178 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。 ■ 179 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。 ■ 180 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。 ■ 181 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。 ■ 182 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。 	<p>・リスクマネジメントに関する責任者は園長で、園全体で子ども達が安全・安心に過ごせるように取り組んでいる。毎週行う職員会議の中の一回を使い安全衛生委員会を行い（月1回）、園内で発生した事故やケガ、ヒヤリハット事例を検討し、再発防止に努めている。他園も含めた事故等に際し危機管理マニュアルで研修を行ったり、また、事故・怪我のマニュアルの読み合わせをし、危機管理手順の記載されたフローチャートもラミネート加工し事務所に掲げ、すぐに確認できるようにしている。また、園庭や散歩コースのヒヤリポイントが書かれたマニュアルも用意されている。毎日、園庭の遊具の点検を「安全点検表」にて実施し、月1回、園内の安全点検を複数の職員で見落としのないようにチェックし安全を確保している。更に、各園で発生した事故やケガ、ヒヤリハットについては公立保育園全体で事例を共有し、リスクマネジメントに関する意識を高めている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(5)	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 183 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 ■ 184 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。 ■ 185 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。 ■ 186 感染症の予防策が適切に講じられている。 ■ 187 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。 ■ 188 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。 ■ 189 保護者への情報提供が適切になされている。 	<p>・感染症対策責任者は園長で、責任と役割が明確に示され管理体制が整備されている。感染症の発生時は「感染症報告一覧」に従って、市の保育・幼稚園課に連絡し、必要に応じて保健師から保健所に連絡する等、連絡経路が明確になっている。子どもの安全の確保と感染蔓延防止に向けて保護者へは「園だより」や「保健だより」で「感染症発生のお知らせ」を行っている。「公立保育園保健マニュアル」があり、保育園で発生する感染症の対応についてマニュアル化しており感染症が発生した場合にはそれに沿って対応を行っている。年間研修計画にも感染症対策を位置づけ、看護師が講師となり勉強会を実施し正しい知識を身に付けている。感染症が発生した場合には「今日の感染状況」をクラス前のホワイトボードや事務室前に掲示し情報発信を行っている。登園時には「健康カード」の提出や手洗い消毒（食事の前、トイレの後、外遊びの後等にはハンドソープで手洗いをしている）、換気、密集を避けるなど環境を整えている。感染症感染拡大防止や蔓延防止の観点から公のマニュアルの変更が伝えられたときには、随時変更を加えている。</p>
			③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 190 災害時の対応体制が決められている。 ■ 191 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。 ■ 192 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。 ■ 193 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。 ■ 194 防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。 	<p>・災害時に子どもの安全を確保するため、市支所や学校、駐在所、地域、消防署、保護者、職員等、関係者をあげて必要な対策を講じている。園の立地や災害の影響がわかるハザードマップの掲示、水防法による避難計画と訓練、緊急時持ち出し袋の準備、食料品や水等の市で統一されている備蓄、懐中電灯、ラジオ、衣類、救急医療品等（園毎に必要なもの）、有事に備えて準備をしている。災害発生時の危機管理マニュアルや土砂災害に関する「避難計画」を基に毎月想定を変えた訓練（地震、火災時の通報・避難・誘導、引き渡し訓練、不審者等）を実施している。当園には、市の防災無線や地元の有線放送などがあり、「Jアラート」などの緊急情報も受け取ることができ、速やかな退避に繋がれるようになっている。2021年、災害対策基本法の改定により、「避難勧告」と「避難指示」が一本化され、市の発令する避難情報が変更となり園の「避難計画」についても立て直しを行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 195 標準的な実施方法が適切に文書化されている。 ■ 196 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。 ■ 197 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 ■ 198 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。 ■ 199 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。 	<p>・市では全公立保育園で一定した水準の保育が担保され提供できるように「未満児保育マニュアル」「幼児保育マニュアル」「未満児保育の一日」「幼児保育の一日」等を文書化している。各マニュアルには、保育手順や子どものプライバシー保護、権利擁護についての姿勢が明記されており、園内研修の場で読み合わせを実施している。週日案や月案については園長、主任が目通しをし、温かいコメントが書き込まれている。また、実践した後の改善点等は職員会議等の場で全体共有をしている。更に、配慮が必要な子もいるため、クラス担任同士でコミュニケーションを取りながら、子どものペースや個性に合わせた保育を実施している。</p>
			② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 200 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。 ■ 201 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。 ■ 202 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。 ■ 203 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。 	<p>・保護者会アンケートや職員会議等で表出された意見を園でまとめて、当園としての意見を園長会等に上げている。標準的な実施方法は各マニュアルで示されており、園長会では「保育園のしおり」を毎年、マニュアル検討会議では「第三者評価関連マニュアル」を毎年、保健師・看護師会では「公立保育園保健マニュアル」を2年に1回など、部門毎に定期的な検証、見直しをする仕組みがあり機能している。検証や見直しに当たっては指導計画についても検討を行い、実践されている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 204 指導計画作成の責任者を設置している。 ■ 205 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。 ■ 206 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。 ■ 207 (保育所) 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。 ■ 208 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。 ■ 209 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。 ■ 210 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。 ■ 211 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。 	<p>・園長が指導計画策定の責任者で、「全体的な計画」に基づいた指導計画の策定から、実践状況の共有、評価、振り返りの一連を職員と共に行っている。アセスメントは様々な保育場面でされており、アセスメントのタイミングや内容によって適切に実行されるよう、入園前や継続時等に「家庭の調べ」等を使用し、実践の保育場面では「子どもの育ち」や「自らの保育」等で評価して週日案や月案に反映させている。また、障がいのある子どもには「にこにこ園訪問」や他事業所の「特別支援コーディネーター訪問」等で子どもの発達相談や支援方法のアドバイスを受け、他職種が連携し一人ひとりの子どもに応じた保育を行うために取り組んでいる。障がいのある子どもや3歳未満の子どもについては個別指導計画が作成される。</p>
			② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 212 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。 ■ 213 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。 ■ 214 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。 ■ 215 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。 ■ 216 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。 	<p>・「全体的な計画」に基づき年間指導計画は4期に区切り、期毎（1期4・5月、2期6・7・8月、3期9・10・11・12月、4期1・2・3月）に評価と振り返りを行っている。4月に「年間指導計画」を全職員で作成し、月末には「翌月の指導計画」も作成し、個別懇談会で保護者と面談した中で子どもや保護者のニーズを把握し「保育の個別計画」を作成している。計画された各指導計画は実践から評価・反省へと繋がり、定期的に見直しをする仕組みとして機能している。年間指導計画については年度末に課題を抽出し、月案や個別の指導計画で出された課題も含めて園長や主任が職員へ指導し、次の計画に繋げるようにしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 217 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。 ■ 218 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。 ■ 219 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。 ■ 220 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。 ■ 221 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。 ■ 222 コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。 	<p>・公立保育園では、統一様式を用いて子どもの発達状況や家庭での生活状況等を把握している。使用される様式は「家庭の調べ」「身体発育及び健康診断の記録」「発達の状況」等で、子どもの保育が適切に実施されているかどうかの基本情報として職員間で共有化している。実践されている保育が指導計画に沿って行われているかをおたより帳、月案、週日案、保育の個別計画、個人の指導計画、障がいの個別指導計画等で確認することができる。各記録には、園長、保育主任が目を通し必要に応じた具体的な助言を書き込み職員への指導を行っている。記録の仕方に関しては主任を中心として園内研修や個別指導を行い、職員間の情報共有の場として職員会や幼児職員会、未満児職員会を開催している。また、職員会ノートを回覧し意識の統一を図っている。</p>
			② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。		a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 223 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。 ■ 224 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。 ■ 225 記録管理の責任者が設置されている。 ■ 226 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。 ■ 227 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。 ■ 228 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。